平成２５年（フ）第２３２号
川崎市中原区上小田中２丁目４番22号　ラポール中原102、前住所川崎市中原区上小田中６丁目40番40号　メゾンドラパン101
債務者　金巻　邦子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
川崎市川崎区堤根37番地４
債務者　中野目昭男
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
川崎市高津区子母口489番地　ラフィネ木嶌102
債務者　笠松　幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
川崎市高津区子母口489番地　ラフィネ木嶌102
債務者　笠松　春美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
川崎市中原区田尻町78番地　赤羽荘101
債務者　山下三喜枝
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
川崎市高津区新作４丁目７番17号　新作第２荘205
債務者　久松　研一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目８番地６　第一旭マンション305
債務者　寺倉　正隆
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目８番地６　第一旭マンション305
債務者　寺倉　春代
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
川崎市宮前区宮崎３丁目13番地40　ＴＯＰ宮崎台204
債務者　石山　増美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
岡山県備前市日生町日生241番地95　マリンキャット803号
債務者　槇本美惠子（旧姓青井）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７号
岡山市南区万倍117番地１、旧住所岡山市南区内尾394番地28
債務者　妹尾　基司
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８号
岡山市南区万倍117番地１、旧住所岡山市南区内尾394番地28
債務者　妹尾　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
岡山市北区野田２丁目５番17号エレガントハナミズキ205号、旧住所岡山市南区平福２丁目11番15号
債務者　池田真寿美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２号
岡山市北区下伊福西町７番32号　いわいサンコーポ613号
債務者　寺田　吉夫(住民票上の氏名寺田吉夫)
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６６号
岡山市北区北方三丁目８番６－２号
債務者　松浦　潤二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部